



もくじ contents

03 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

04 **特集** 明るい未来に向かって走った! 2021年を振り返る

06 イチオシ情報  
・スケートクリスマスイベント2021  
・家庭ごみの臨時持込場所を開設します

08 豊橋ニュース  
・市電が図書館に変身!「おはなしでん」  
・ゼロカーボンシティ宣言

09 のんほいパーク  
・歳末感謝! 温室クイズラリー  
・干支展 寅

10 公共施設イベント  
・美術博物館 トリエンナーレ豊橋  
・少年自然の家 凧と五平餅づくり

14 スポーツ  
・全国駅伝経験者と走る ラントレ  
・HSPスポーツ塾 冬休み特訓教室!

15 演劇・コンサート  
・Inc. percussion days 2022 in TOYOHASHI  
・豊橋交響楽団定期演奏会

16 暮らし情報

21 相談

22 パパママ  
・産後ママのためのトータルケア教室  
・すくすく広場

23 シニア  
・高齢者セミナー  
・ロコモに負けない体づくり

24 健康  
・健康づくりのためのスポーツ教室  
・足腰楽々トレーニング

25 防災・安全  
・ストーブ火災に注意しましょう  
・空き巣や事務所荒らしに注意しましょう

27 緊急医

新型コロナウイルス感染症によるイベントなどの延期や中止・変更については、各問合先へご連絡いただくか、各ホームページでご確認ください。

市政情報番組を放送しています

**ティーズ (CATV) 地デジ12ch**

**とよはしNOW (5分間)**  
毎日 7:15、12:15、15:15、18:15、22:15  
※YouTubeでも視聴できます

**やしの実FM (84.3MHz)**

**広報エフエムとよはし (15分間)**  
月～金曜日 7:45、12:30

**ラジオニッケイ (インターネットラジオ)**  
※ポルトガル語での放送です

**市からのお知らせ (1分間)**  
月・水・金曜日 6:00、8:00、10:00ほか5回  
火・木・土・日曜日 5:00、7:00、9:00ほか5回

**市長のメッセージ (5分間)**  
第1土曜日または第2土曜日 21:00

SNSで情報を発信しています

**とよはしの魅力情報 (ユーチューブ)**  
旬な話題や市長の定例会見、豊橋の楽しい情報を発信しています。

**防災・安全・安心情報 (ツイッター)**  
災害時の警報・避難所などの情報、交通事故や防犯の情報を発信しています。

**豊橋ライフスタイル情報 (インスタグラム)**  
本「クラストコ」と連動し、日常のヒトコマなど市民の顔や暮らしぶりが見える画像・動画を発信しています。

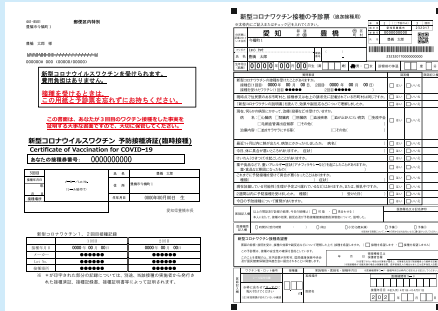
# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

※最新の情報はホームページをご覧ください

## 新型コロナワクチン追加接種(3回目)のお知らせ

3回目の接種は、2回目接種後おおむね8か月以上経過した18歳以上の方が対象です。無料で接種できる接種券が一体になった予診票や案内文などを、対象者あてに順次郵送しますので、接種時期になりましたら予約をして、接種を受けてください。なお、3回目接種については、今後のさらなる科学的知見を踏まえ、必要に応じて適宜見直されることがあります。

### 注意事項



今回は案内文のほかに、「接種券一体型予診票」と「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」が1枚の用紙で届きます。予診票は必ず事前にボールペンで記入して医療機関などに持参しましょう。また、接種済証は接種した事実を証明するため、大切に保管してください。

- ・接種券一体型予診票と新型コロナウイルスワクチン予防接種済証を切り離さないでください
- ・肩の出しやすい前開きの服または、袖をまくりやすい服で接種を受けましょう
- ・予約時に2回目の接種からおおむね8か月以上経過していることを確認しましょう

## 新型コロナワクチン追加接種(3回目)に関する



**Q** 3回目のワクチンは接種しなければいけないの？

**A** 新型コロナワクチンは、本人の意思に基づき接種を受けていただくものですが、2回目の接種後、一定期間が経過すると免疫が低下する可能性があるため、追加接種が必要となります。

**Q** 1・2回目と違う種類のワクチンを接種してもいいの？

**A** 原則として、1・2回目と同じ種類のワクチンを接種してください。ただし、10・20代の男性など、一定の条件を満たした場合に変更できることがありますのでお問い合わせください。

**問合せ** ワクチンコールセンター ☎0570・09・5670 **HP** 84691

※12月1日(水)以降は、土・日曜日、祝日を除く

## 支援のお知らせ

### 旅行者等誘客活動特別支援補助金を受け付けています

ホームページ改修やチラシ作成などの広告宣伝費を補助します。

**対象:** 旅行業法第3条の登録を受けた市内の旅行者または旅行者代理店業者 **補助額:** 費用の10分の10(上限50万円) **その他:** 事前相談が必要 **申請:** 2/28(月)までに必要書類を観光振興課(☎51・2430) ※必要書類は観光振興課ホームページで配布 **HP** 89450

### 消費回復事業特別支援補助金を受け付けています

イベント開催のための会場費や広告宣伝費などを補助します。

**対象:** 2/28(月)までに主催者としてイベントを開催する市内に本店(個人は住所)がある中小事業者 **補助額:** 費用の10分の10(1イベントにつき上限100万円。月ごとに1イベントのみ) **申請:** 2/15(水)までに申請書を商工業振興課(☎51・2425) ※申請書は商工業振興課ホームページで配布 **HP** 89147